

特別支援教育の今日的な流れ

〈年度〉

〈国の主な施策と流れ〉

〈関連法令・通知等〉

H18

・教育基本法改正 学校教育法一部改正

・「特別支援教育」への発展的転換

国及び地方公共団体は障害の状態に応じ十分な教育を受けられる教育上必要な支援を講じる

H23

・障害者基本法の一部改正

発達障害者支援法施行(H17)による国内法の整備
交流及び共同学習の積極的推進

H24

・中教審報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」

合理的配慮決定にあたっての基本的な考え方
や具体的な手順の提示

H25

・障害者差別解消法の成立

・就学制度改正

認定就学制度の廃止、総合的判断を尊重

H28

・障害者差別解消法の施行

合理的配慮提供の法的義務化

・改正発達障害者支援法施行

個別の指導計画、教育支援計画作成の推進

H29

・教育支援体制整備ガイドラインの通知

支援対象を発達障害に限定せず支援を必要とする
全ての障害に拡大

・交流及び共同学習ガイド

R 3

・新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告

教育的ニーズの整理、就学判断の基本的な考え方

・障害のある子供の教育支援の手引き(教育支援資料改編)

R 4

・個別の教育支援計画の参考様式について

・特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について

交流及び共同学習の在り方を明確化



教育基本法



学校教育法



発達障害者支援法



障害者基本法



中教審報告



障害者差別解消法



教育支援体制整備
ガイドライン



障害のある子供の
育支援の手引き



特別支援学級及び通級による
指導の適切な運用について

『障害のある子供の教育支援の手引き』(令和3年6月公表) ※「教育支援資料」(平成25年)を改定、名称変更

H25⇒R1の児童生徒数の増加
 特別支援学級 ↑ 1.6倍
 通級による指導 ↑ 1.7倍

課題

- ・自治体間で就学手続きや学びの場の運用に差
- ・子どもの学びの場の選択に資する具体的な考え方や参考基準が不明確
- ・「教育的ニーズ」の言葉の意味理解が不十分

改訂の方針

- (1)一貫した教育支援の充実
- (2)教育的ニーズを重視
- (3)就学先決定等のプロセスに基づく教育支援の質の向上
- (4)就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態の具体化
- (5)情報の引継ぎ等を重視した対応

改訂の要点

1 教育的ニーズに係る基本的な考え方を3つの観点で整理する



第1・2編

- ①障害の状態等
- ②特別な指導内容
- ③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容

観点	視点
障害の状態等の把握	・医学的側面からの把握 ・心理学的・教育的側面からの把握
特別に必要な指導内容の検討	・就学前までに特別に必要とされる養育の内容 ・義務教育段階において特別に必要とされる指導内容の検討
教育上の合理的配慮を含む必要な支援の検討	・「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」の「別表(参考資料参照)」の観点による支援の内容の検討

教育的ニーズの整理とは

障害のある子供一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を把握して個別に必要なとなる特別の指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容の必要性を整理すること

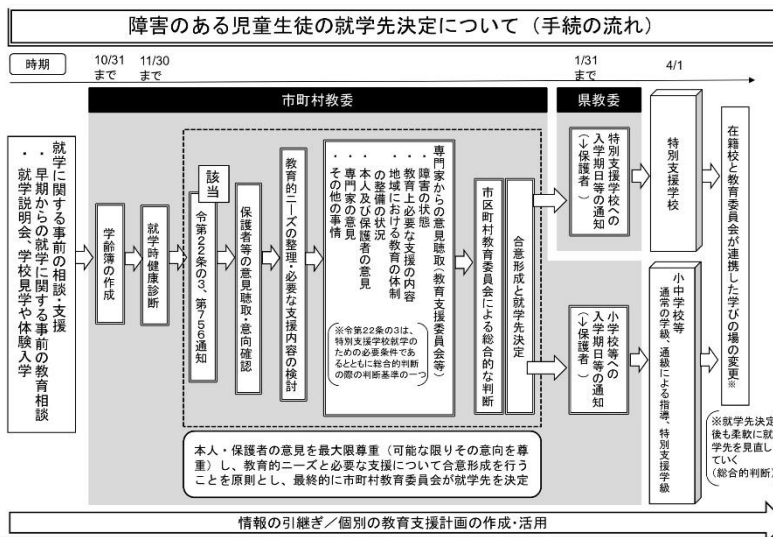


一人一人の教育的ニーズが明らかになる

教育的ニーズを整理するための観点シート [愛媛県教委HP]



2 就学先決定のモデル／プロセスの再構成



参考資料

障害のある児童生徒の就学先決定について

- ①就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動
 - ・事前の教育相談の充実
 - ・情報の整理、共有
- ②法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス
 - ・特別支援学級と通級による指導の関係性
 - ・教育支援委員会 多角的・客観的な検討
 - ・県教委、特別支援学校の市町教委、学校への指導助言
- ③就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス
 - ・就学後の学びの場の柔軟な見直しと変更
- ④情報の引継ぎ
 - ・個別の教育支援計画の様式を可能な限り域内で標準化、充実させること

3 障害種ごとに就学先の判断に資するよう解説の充実

- ・障害の状態等に応じた教育的対応について
- ・障害種ごとの「学校や学びの場と提供可能な教育機能」について



第3編

『特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について』(令和4年4月27日文科通知)

本通知の趣旨

- ・第1
特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について
- ・第2
特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について
- ・第3
特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について
- ・第4
通級による指導の更なる活用について

インクルーシブ教育システムの理念構築に向けて

障害のある子供と障害のない子供が**可能な限り同じ場でともに学ぶ**ことを追及するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、**一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要**

交流及び共同学習の推進

小・中学校(幼稚園・高等学校等)

通常の学級

通級による指導

言語障害
自閉症
情緒障害
弱視・難聴
学習障害(LD)
注意欠如多動症(ADHD)
肢体不自由
病弱・身体虚弱

特別支援学級

知的障害
肢体不自由
病弱・身体虚弱
弱視・難聴
言語障害
情緒障害

相談

センター的機能

助言

特別支援学校

視覚障害
聴覚障害
知的障害
肢体不自由
病弱・身体虚弱



連続性ある多様な学びの場

本通知で指摘された事例

・ 事例①

特別支援学級に在籍する児童生徒が、**大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階に応じた指導を十分に受けていない。**



特別支援学級



通常の学級

・ 事例②

- ・特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、**自立活動の時間が設けられていない。**
- ・個々の児童生徒の状況を踏まえずに特別支援学級では自立活動に加えて**算数(数学)や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶ**といった機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている。
- ・「自校通級」「他校通級」「巡回指導」といった実施形態がある中で、**通級による指導が十分に活用できていない。**

・第1

特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

【本人・保護者の意向、専門家の意見を踏まえた適切な判断】

根拠となる通知等

・障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について(通知)
(平成25年10月4日付文科初第756号)



・障害のある子供の教育支援の手引き
(令和3年6月 文部科学省)



・通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について(通知)



(平成18年3月31日付17文科初第1178号)

児童生徒の障害の状態や教育的ニーズが大前提である

・第1

特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

〈対象となる障害の程度の比較〉

障害種	特別支援学級	通級による指導
知的障害者	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	知的障害については、障害の特性や発達状態に応じた特別の教育課程や指導法により 比較的多くの時間、特別支援学級において指導することが効果的であり、ほとんどの時間、通常の学級で通常の授業を受けながら通級する という教育形態はなじまない、ことから、 通級による指導の対象とはならない。
自閉症者	一 自閉症又はそれに類するもので、 他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので、 通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
情緒障害者	二 主として心理的な要因による 選択性緘黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	主として心理的な要因による 選択性緘黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

・第2

特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の 時数について

特別支援学級



共に尊重し合いながら協働
して生活していく態度を育む

交流及び共同学習

通常の学級



通常の学級で各教科等の授業内容が分かり、学習活動に参加している
実感・達成感をもちながら充実した時間を過ごしていることが重要

交流及び共同学習は
個別の指導計画・個別の教育支援計画に基づいて実施される

第2

特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の 時数について

〈特別支援学級に在籍して通常の学級で「交流及び共同学習」による指導を受ける場合と、通常の学級に在籍して「通級による指導」を受ける場合の基本的な考え方〉

特別支援学級に在籍する児童生徒は、**主として特別支援学級の指導を受けていることを前提とした上で、一部について「交流及び共同学習」による指導を受けられるものであり、通常の学級に在籍しながら一部について特別の指導を受ける「通級による指導」とは、対象となる児童生徒の障害の程度や指導体制が異なるもの**

「通級による指導に関する充実方策について(審議のまとめ)」

平成4年3月30日通級学級に関する調査研究協力者会議



〈学びの場の変更を検討すべき場合とは〉

「障害のある子供の教育支援の手引」にあるように、特別支援学級に在籍する児童生徒は、**大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。言い換えれば、特別支援学級に在籍する児童生徒については、原則として週の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。**

「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」

4文科初第375号令和4年4月27日付
文部科学省初等中等教育局長



・第2

特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の 時数について

〈この限りでない場合〉

例えば、**次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合**においては、この限りではないこと。

〈改善が必要な具体例①〉

「障害のある子供の教育支援の手引」にあるように、特別支援学級に在籍する児童生徒は、**大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。**言い換えれば、特別支援学級に在籍する児童生徒については、**原則として週の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。**

「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」

4文科初第375号令和4年4月27日付
文部科学省初等中等教育局長



・第2

特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の 時数について

〈改善が必要な具体例②〉

全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障害の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、**多くの教科について交流及び共同学習中心の授業が行われている。**

〈改善が必要な具体例③〉

通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という**学びの場の選択肢を、本人及び保護者に説明していない。**

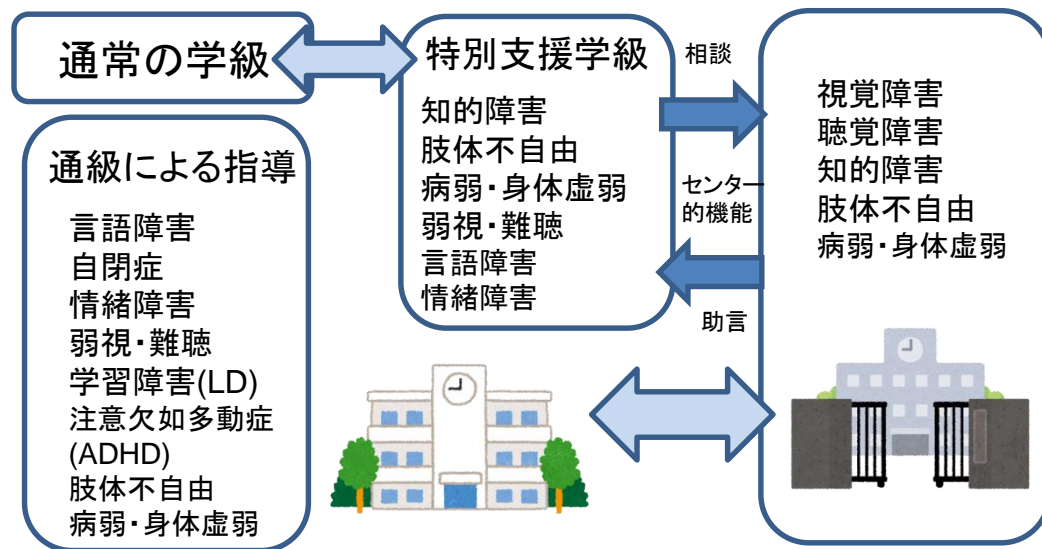
知的障害の子供の学習上の特性として、抽象的な内容の指導よりも、実際的な生活場面の中で、具体的に思考や判断、表現できるようにする指導が効果的であることが挙げられる。

「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」

4文科初第375号令和4年4月27日付
文部科学省初等中等教育局長



小・中学校(幼稚園・高等学校等)



・第2

特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の 時数について

〈改善が必要な具体例④〉

交流及び共同学習において、「交流」の側面のみ重点が置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づく指導目標の達成が十分ではない。

交流及び共同学習は
個別の指導計画・個別の教育支援計画
に基づいて実施される

〈改善が必要な具体例⑤〉

交流及び共同学習において、通じ用の学級担任のみに指導が委ねられ、必要な体制が整えられていないことにより、通常の学級及び特別支援学級の児童双方にとって十分な学びが得られていない。

「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」

4文科初第375号令和4年4月27日付
文部科学省初等中等教育局長



・第3

特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について

〈学習指導要領に明記されている「自立活動」〉

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

小学校学習指導要領第1章総則
(第4の2の(1))のイ



〈特別支援学校学習指導要領において〉

・ 学校における自立活動の時間は、(中略)自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。

・ 小学部又は中学部の各学年の自立活動に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階に応じて、適切に定めるものとする。

「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」

4文科初第375号令和4年4月27日付
文部科学省初等中等教育局長



・第3

特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について

〈改善が必要な具体例⑥〉

特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、**自立活動の時間が設けられていない場合は、自立活動の時間を確保するべく、教育課程の再編成を検討するべきであること。**

「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」
4文科初第375号令和4年4月27日付
文部科学省初等中等教育局長



・第3

特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について

日常生活や学習場面における
様々なつまずきや困難



小・中学校、高等学校の教育
内容・方法だけでは不十分

障がいのある児童生徒

**「個別の支援」が
必要**〈学校生活全般で〉

障害のある児童生徒が、障害による
学習上又は生活上の困難を主体的
に改善・克服するための指導や支援

**「個別の指導」が
必要**〈特別の指導の場で〉

「合理的配慮」の決定・提供

障害の状態や教育的ニーズに応じて
個別に決定・提供されるもの
(必要かつ適当な変更・調整)
※学校の設置者及び学校に対して
体制面、財政面において均衡を失し
た又は過度な負担を課さないもの

本人・保護者との合意形成
「個別の教育支援計画」に明記

「自立活動」の指導

〈特別支援学校学習指導要領〉
個々の幼児児童生徒が自立を目指し
**障害による学習上又は生活上の困
難を主体的に改善・克服しようとする
取組を促す**教育活動
※個々の教育的ニーズに応じて、
6区分27項目を組み合わせる指導

「個別の指導計画」に基づく指導

・第4

通級による指導の更なる活用について

〈通級による指導の実施形態〉

「自校通級」「他校通級」「巡回指導」それぞれの
実施形態の特徴、指導の教育的効果、児童生徒
や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や
地域の実態を踏まえて効果的な実施形態の選択
及び運用を行うこと。

「特別支援学級及び通級による指導の
適切な運用について(通知)」
4文科初第375号令和4年4月27日付
文部科学省初等中等教育局長



特別支援教育におけるICT関連情報サイト集

文部科学省関係

QRコード

① 各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する解説動画（内：特別支援教育におけるICTの活用について）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00941.html



①

② 各教科等における1人1台端末の活用（特別支援準備中）
<https://www.mext.go.jp/studxstyle/index2.html>



②

③ 発達障害のある子供たちのためのICT活用ハンドブック
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1408030.htm



③

④ 学びのイノベーション事業
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1408183.htm



④

⑤ 学びのイノベーション事業実証研究報告書
第3章 特別支援学校における取組
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/030/toushin/1346504.htm



⑤

特別支援教育におけるICT関連情報サイト集

国立特別支援教育総合研究所関係

QRコード

- ⑥ 発達障害のある子供たちのためのICT活用ハンドブック
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1408030.htm



- ⑦ N I S E 支援教材ポータル
<http://kyozai.nise.go.jp/>

⑥



- ⑧ 各障害における関連情報
https://www.nise.go.jp/nc/each_obstacle



⑦

その他

- ⑨ 【官民連携事業】
授業で使える『ICT活用レシピ集』 埼玉県立総合教育センター「次世代の学び創造プロジェクト」
https://master-education.jp/column/ict_katsuyou_recipe/

⑧



- ⑩ 発達障害ナビポータル
<https://hattatsu.go.jp/>



⑩